

Q 32

ジェンダー平等教育について学びたい。

性別に基づく決めつけによる固定的な役割分担意識を見直し、人権尊重を基盤としたジェンダー平等観の形成を促進するため、学校におけるジェンダー平等教育を推進することが必要です。まず、教職員自身が理解を深めることから始めましょう。

A1 一人ひとりの個性を大切にする教育を推進しましょう。

学校においては、授業中はもちろんのこと、教育活動のさまざまな部分において、決めつけによる固定的な性別役割分担意識によって、無意識のうちに子どもたちの個性や能力発揮の機会を奪っていないか、日常的な点検を行うことが必要です。

将来にわたり、性別を問わず一人の社会人・職業人として自立し、家庭生活についても共に喜びと責任を分かち合える社会を実現するために、一人ひとりの個性を大切にする教育を推進することが大切です。

A2 ジェンダー平等の精神に基づいた学校づくりを進めましょう。

学校での学習指導、進路指導、生徒指導など、学校教育全体を通じて、子どもたち自身が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育みましょう。また、校務分掌や学校行事などの運営において、教職員が固定的な性別役割分担をしていることなども、子どもたちに無意識のうちに影響を与えていること(【参考】「隠れたカリキュラム」…を参照)に留意し、ジェンダー平等の精神に基づいた教育環境の醸成に努めましょう。

A3 「7つの柱」に基づいて、指導内容を組み立てましょう。

子どもたちの発達段階に応じて、「男女」の人権の尊重とジェンダー平等についての必要な知識、理解、態度を、体系的に指導育成することが必要です。以下の7つの柱に基づいて、指導内容を組み立ててみましょう。

- ①「男女」の人権の尊重
- ②固定的な性別役割分担意識の解消
- ③男女共同参画の観点での進路指導と職業観の育成
- ④家庭生活における「男女」の相互協力
- ⑤性暴力等の防止
- ⑥男女共同参画の観点でのメディア・リテラシーの育成
- ⑦国際社会における取組みの理解

※ CHECK①で紹介している「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」に具体的な指導事例が紹介されています。

A4 恋人間で起こる暴力(デートDV)について学ぶ機会をもちましょう。

なぐる、けるなどの身体への暴力だけでなく、どなる、おどす、あるいは行動を制限する(交友関係を細かくチェックする)など、相手を自分の思い通りに支配しようとする態度、行動もデートDVに含まれます。親密な間柄において、支配・被支配の関係を愛情と思いこむことから暴力がエスカレートしてしまうこともあり、対等な関係を築くことの重要性を思春期の頃から学ぶ取組を進めましょう。

〈ポイント〉

キャリア教育の推進にもジェンダー平等の観点が必要です。社会で自立して生きていく力を育成するために、小、中、支援、高等学校の連携により系統的・継続的にキャリア発達を支援することが求められています。その際、職業に対する固定的な考え方にこだわらず、幅広い職業選択を念頭に、子どもたちが生き方や働き方について選択・決定できる力を育成することが重要です。

★CHECK①★

「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」(大阪府教育委員会 平成 15〔2003〕年7月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/jidoseitoshien/dannjyobyoudou/dannjo-sidoujirei.html>

上記の冊子は、「第Ⅰ章 男女平等教育を推進するための基本的な考え方」と「第Ⅱ章 指導事例」で構成されており、教材や指導事例が豊富に掲載されています。

★CHECK②★

①「教職員による児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために～未然防止・子どもの立場にたった適切な対応の指針～」(大阪府教育委員会 平成 29〔2017〕年5月改訂)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/35624/sekuharaglh29.pdf>

基本的な考え方、未然防止のための校内体制、子どもの立場にたった適切な対応のあり方等について示しています。

②「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために Q&A 集」

(大阪府教育委員会 平成 15〔2003〕年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/jidoseitoshien/dannjyobyoudou/sekuharaga.html>

基本的な考え方、初期対応や中・長期的な取り組みなど、Q&A方式で分かりやすく構成されています。

★CHECK③★

①「大阪府男女共同参画推進条例」(大阪府 平成 14〔2002〕年3月)

https://www.pref.osaka.lg.jp/o070040/danjo/danjo/jorei_jobun.html

②「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」(大阪府 令和3〔2021〕年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070040/danjo/danjo/plan2021.html>

大阪府における男女共同参画社会形成に向けての施策の基本的方向とその推進の方策を総合的に解説しています。

★CHECK④★

「安全で安心な学校づくり 人権教育COMPASS」シリーズ (大阪府教育センター)

「男女平等教育」では「改正 男女雇用機会均等法」、「性的マイノリティ」、「セクハラ相談記録用紙」、「性的マイノリティへの理解を深める『人権だより』」等、様々な教材・資料を掲載しています。

★CHECK⑤★

①「OSAKA人権教育ABC Part4 一人権教育としてのキャリア教育」

(大阪府教育センター 平成 23〔2011〕年3月)

Ⅱ編 プログラム編の3章では「男女」の共生についての実践的なプログラムを紹介しています。

②「人権教育リーフレット」シリーズ(大阪府教育センター)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/page.html

ジェンダー平等教育に取り組むにあたって、実践例も含めた取組みを分かりやすくまとめています。

★CHECK⑥★

①「NO！デートDV」(大阪府府民文化部 令和2〔2020〕11月改定)

(中面)https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/20623/nodatedv_soto.pdf

(外面)https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/20623/nodatedv_naka.pdf

デートDVについて分かりやすく説明されているリーフレットで、困ったときの相談窓口が記載されています。

②「教職員向け DV 被害者対応マニュアル〔改訂版〕」(大阪府府民文化部 平成 30〔2018〕年 2 月)

「教職員向け DV 被害者対応マニュアル〔概要版〕」(大阪府府民文化部 平成 30〔2018〕年 9 月)

交際相手に対する暴力である「デート DV」の発見のポイントや被害生徒に対する基本的な対応等について示しています。

★CHECK⑦★

ジェンダー平等教育啓発教材「男女共同参画について考えよう」(大阪府府民文化部 令和6〔2024〕年2月改訂)

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/1682/gender_kodomokyousai.pdf

個人の多様性を認め合う気持ちを育む「男女共同参画社会」の重要性や、児童生徒の意識や行動に結びつける力の重要性について解説した子ども向け教材を掲載しています。

◆参考資料◆ 「人権教育啓発映画『千夏のおくりもの』」(大阪府教育委員会 平成 18〔2006〕年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180090/chikikyoku/jnnkenkyoku/kehatsu/index.html>

この映画は、子どもの率直な疑問をきっかけに、日常生活のさまざまな出来事に潜んでいる、おとな自らが無意識のうちにもっている「世間の常識」や「偏見」を問い直すことにより、改めて子どもや女性の人権について正しい理解を深めるきっかけとなるものです。教職員研修やPTA研修等で活用いただけます。

【補足と発展】

とりわけ性暴力の対象として子どもたちが被害者となる事例が増加する傾向にあり、ジェンダー平等教育の観点から性暴力被害を未然に防止するための教育を推進する必要があります。Q12 やQ16 にくわしくまとめているので、ぜひ参考にしてください。

【参考】

「隠れたカリキュラム」については、文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」に以下のように書かれています。

児童生徒の人権感覚の育成には、体系的に整備された正規的教育課程と並び、いわゆる「隠れたカリキュラム」が重要であるとの指摘がある。「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学びとっていく全ての事柄を指すものであり、学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものである。

例えば、「いじめ」を許さない態度を身に付けるためには、「いじめはよくない」という知的理解だけでは不十分である。実際に、「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童生徒ははじめて「いじめ」を許さない人権感覚を身に付けることができるのである。だからこそ、教職員一体となつての組織づくり、場の雰囲気づくりが重要である。

このように「隠れたカリキュラム」はジェンダー平等教育に限らず、さまざまな学校教育活動の中で留意すべきものとなっています。

また、学習指導要領解説においても支援教育に関する章で「障害のある児童の指導に当たっては、特に教職員の理解の在り方や指導の姿勢が、児童に大きく影響することに十分留意」することとして同趣旨の内容が書かれています。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉(大阪府教育委員会 平成 30〔2018〕年3月改正)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180020/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◎ 女性の人権については、両性の平等の実現に向け、「男女共同参画社会基本法」などの各種の法律や制度の整備が図られてきた。しかしながら、人々の意識や行動、社会制度や慣行の中には女性に対する差別や固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っており、男女平等の実現を阻む原因となっている。また、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス(DV)・デートDVなども社会問題となっている。〔1－(1)〕
- ◎ 男女の平等を実現するためには、性別に捉われず、それぞれの個性や能力が尊重され、自ら多様な生き方が選択できることが重要である。そのためには、固定的な性差観や性別役割分担意識を払拭するよう、全ての教育活動について常に点検し、見直していく必要がある。〔1－(3)－イ〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◆ 歴史的に獲得されてきた人権に関する資料として、『やさしい言葉で書かれた世界人権宣言』が紹介されている。特に、男女平等に関わり、第16条では婚姻して家族を持つ権利、第21条では政治と自由な選挙に参加する権利、第22条では社会保障を受ける権利、第23条では望ましい仕事を得、労働組合に加入する権利、について書かれているので、参照のこと。〔実践編 II－3. ー(3)【資料】〕
- ◎ 人権教育を進める際には、教育内容や方法の在り方とともに、教育・学習の場そのものの在り方がきわめて大きな意味を持つ。このことは、教育一般についてもいえるが、とりわけ人権教育では、これが行われる場における人間関係や全体としての雰囲気などが、重要な基盤をなすのである。人権教育が効果を上げるためには、まず、その教育・学習の場自体において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。〔第I章－1. ー(5)〕